

届出対象行為

行為の種類	届出対象行為	
<p>● 建築物</p> <p>建築物の新築、増築、改築若しくは移転、及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の転用を伴う住居の建築 ・ 高さが10mを超える又は延べ面積が1,000㎡を超えるもの 	
<p>● 工作物</p> <p>工作物の新設、増築、改築若しくは移転、及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p>	<p>① 煙突、排気塔、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、高架水槽、物見塔等の類</p> <p>② 観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースター等の類の遊技施設</p> <p>③ コンクリートプラント、アスファルトプラント等の類の製造施設</p> <p>④ 石油、ガス、飼料等の貯蔵施設</p> <p>⑤ 汚物処理施設、ごみ処理施設等の類の施設</p> <p>⑥ 自動車車庫の用途に供する立体的な施設</p> <p>⑦ 彫像、記念碑等の類</p>	<p>高さが10mを超える又は築造面積が1,000㎡を超えるもの</p>
	<p>⑧ 広告塔、広告板等の類</p>	<p>高さが8mを超える又は表示面積が8㎡を超えるもの</p>
	<p>⑨ 擁壁、柵、塀等の類</p>	<p>高さが5mを超えるもの</p>
	<p>⑩ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路等の類</p>	<p>高さが15mを超えるもの</p>
	<p>⑪ 無線局</p>	
	<p>⑫ 街路灯、照明灯等の類</p>	<p>高さが10mを超えるもの</p>
	<p>● 開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、及びその他の土地の形質の変</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為の対象となる土地の面積が1,000㎡を超えるもの ・ 当該行為に伴い生じるのり面又は擁壁の高さが5mを超えるかつ長さが10mを超えるもの ・ 採石法に基づかないで行う岩石の採取の事業
<p>● 木竹の伐採</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積が300㎡を超える伐採 ・ 農業若しくは林業に供する業務以外で行う木竹の伐採 	
<p>● 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堆積期間が60日を超えるもの ・ 高さが3mを超える又は堆積の用に供される土地の面積が200㎡を超えるもの 	

※ 以上に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れがあると村長が認める行為